フランスの新しい生活保護

1988/12/1社会参入最低所得手当(RMI：Revenu Minimum d'Insertion)

👇

2009/6/1積極的連帯手当（**RSA** ：revenu de solidarité active)

フランスの1970年代・80年代

- 世界に先駆けて、グローバル経済へ
  73年59万・80年149万・85年247万人と失業者が増大
  （経済のグローバル化・先進国家の生産工場は発展途上国へ）
  👇
- 色々な貧困調査（ 雇用情勢の急激な悪化 に伴う貧困問題を明かに）
  50人に1人が貧困（ストルリュ）・ブレザンスキーレポート
  政府のCES(経済社会評議会）―社会経済分野の諮問機関が報告を纏める

ウレザンスキーレポート.1987/02の数字 ・250万の極貧困者を指摘
（仏国総人口当時5700万）・日本2020年首都圏人口　3675万 大阪圏2067万）

- 住居や健康等複合的な困難→家族や友人・知人から孤立
  そのプロセス全体を見て、社会的排除＝新しい貧困がやってきた

（参入最低限所得（エレミ）創設）

- グローバル経済が始まり、先進国若年労働者の就職困難
  フランスでは、1974年が**新しい貧困の発見**と言われた
  （安価な労働力を求め、発展途上国側へと生産工場移転の時代）
  今の日本と同じ、低賃金不安定雇用・若い人の就職難

- **1988年　国民的な議論の末に、エレミ（RMI）が創設**される。
  RMI以前の最低所得保障制度は、高齢、障害、 失業等の特定
  の理由を持つ社会的弱者を対象。**（旧福祉国家型）**
  しかしRMIは、フ ランスで初めて、世帯収入額のみが条件、
  若い働き盛りの国民への普遍的な所得保障の制度。
  失業中の人々の生活保障・求職活動を支援する生活保護
- 役所の敷居は高かった？役所への相談に同行するソーシャルワーカーも配置

エレミの特徴

- 1988年　エレミ（RMI)参入**（仕事の世界への）最低所得保障**

（RMI以前は旧福祉国家の所得保障、日本の生活保護と同じ形だった。

年齢・障害・前職・就労年数・家族状況を提出→**完全雇用、安定雇用社会が前提⇒それを変えた**

- **RMIを受給できる人：**フランス居住の25歳以上・25歳以下でも子を養育中・妊娠中・生徒学生、そして認可された参入活動や実習従事している人も申請して受給できる制度
- 安定した住まいが無い人（ホームレス状態）でも受け入れ：ホテルへの宿泊・第三者宅への寄宿、県知事認可組織（福祉事務所・貧困者援助アソシエーション・宿泊施設）に住所登録した人もOK

- **申請書の最後の文言：私は、この申請書に記入した情報が正しいことを名誉にかけて、証明し署名します。これらの情報が審査される事を知っています。これらの事実が変更になった時は通知します。私は、3ヵ月後には地域参入委員会（CLI)との参入契約に署名する事に同意します。**

申請者の枠を広げ、手続きの便宜を考え、取りこぼし無く受理する役所の姿勢

RMI（1988年）の施策

- 支援策：最低所得保障＋社会への包摂（教育、医療、住宅等）
  ＋職業への包摂（雇用、職業基礎教育）
  ＋寄り添い・伴走型支援（ソシャルワーク）

①社会的参入：医療面、教育面、住宅面等における社会的自立、
多様な生活支援サービス
②職業的参入：職業活動の中での社会的自立、就労支援サービス

- 参入契約を承認し契約し支払うCLI(RMIにより新設された地域参入委員会）が、参入を決定すると直ぐに、福祉事務所は担当ワーカーを決定

- 緊急ケースは、医療と住宅の確保など、「生活の自治の再建」も参入契約に書き込まれる形。①+②が連動する参入契約・役所の多セクション協働

連帯雇用契約（CES)

- **連帯雇用契約 (Contrats emploi-solidarite: CES）・（公的部門で働く）**翌 1989年に雇用政策として導入し、1970年代にもあったが、以降、**公的雇用契約**は本格化する。

  非市場部門(地方自治体，公共機関，アソシエーション)で、

  新たなサービスの創出・就労・生活困難者に仕事を提供

- R.ルノワールの『排除された人々 (1974年)』・ L.ストルリュの『富める国々の貧困 の克服 (1974年)」ウレザンスキの『貧困と経済社会的不安j (1987年)の報告書などが次々に出された

住宅政策の重視
（海外植民地から流入者・そして失業者）

- ベソン法一条「住宅への入居に特別な困難を抱えている人々は適切で独立した住宅にアクセスするために、そして保持するために国、自治体の援助を受ける権利を有する」→**住宅への権利**

- ベソン法制定の年・1990に参入住宅、賃貸住宅補助制度の導入
  HCLPD(不利を被っている人々の住宅の為の高等委員会）設置

銀行・保険会社等の所有物件、空き家の開放←市民の声を受けて

ベソン法（1990/05/31）住宅政策・までの経過

- 1981年　オーエックスレポート「不安定と貧困に抗して」
- 1982年　キイヨ法－－民間の家賃規制
- 1984年冬　ホームレス（家無し）への支援団体活動に補助金

CES(経済社会評議会）―社会経済分野の諮問機関への報告

ウレザンスキー・レポート―250万の貧困者を指摘（仏国総人口5700万時）

1986年　キイヨ法抜本改正で公共住宅～民間住宅へ

・1988年選挙向け　カトリック救済会の貧困政策要求の小冊子

・エレミ(RMI)1988年の第一条とベソン法の第一条の主旨は同じ

医療制度の改革と財源確保

- 連帯の理念から国民全体が適用される国民皆保険へ
- 実態調査・財政調査・必要なサービスの割り出しをして

社会保険制度（皆が給料から社会保険料が払えない時代？）

→　誰がどう負担するか、実現できる方策、道筋を探す

財政規律・社会保障財政法

一般化原則・単一金庫原則・自律性原則＝国民連帯の理念

→ 公正の確保と責任の強化→財政に関する議会の責任強化

→憲法 を改正して制定。国会への財務状況報告

エレミ創設3年目1991年：**一般化社会拠出金(CSG)・所得税の社会保障目的税**）が創設→1999年　普遍的医療保障(CMU)・国民皆保険へ

医療制度の財源

- 1991年エレミ創設3年目：

一般化社会拠出金（CSG)(所得にかかる社会保障目的税）創設。CSGが引き上げられると同時 に被保険者(とりわけ雇われた人・被用者）の負担する保険料が引き下げられる改革が複数回行う。**医療保険料の租税化**）

（被用者負担の医療保険料の税財源化）

- 1999年普遍的医療保障(CMU)-国民皆保険(無保険者取り込み)

現金・現物（仕事と家と医療）支給と
ソーシャルワーカーの相談体制

職業的参入：職業活動を通して社会的自立・就労支援サービス

①受給者の意欲、動機付けの活動
②　ソシャルワーカーの同伴活動
③　入居や住宅改善
④　職業基礎教育
⑤　医療保障

制度と利用者国民の間に沢山の
支援者や組織、役所窓口が用意

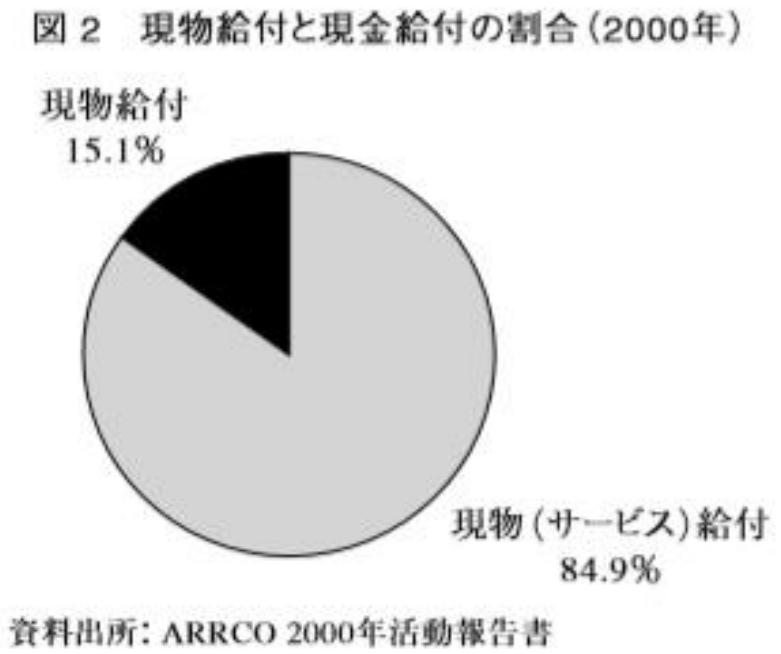

ソーシャルワーカーの活用の変化

社会扶助の援助手法からヒント

- 地域の低所得家族へ
  適切な住宅への入居申請の促し・動機付け
  家賃滞納を回避させるための家計運営方法・
  住宅や共有場所の使用法・近隣との交際

  関連の公的サービスや住宅管理
- サービスの利用を促すパーソナル・サービス
  →ソーシャルワーカーの社会的同伴活動
- 対人の個別支援は、従来の社会的不適応者への治療・強化・指導から脱却、　福祉利用者の権利意識の覚醒と諸権利へのアクセ支援へ

家族法（すべての国民向け）とエレミの合体

家族法：　普遍的な制度の先駆
　被雇用者ばかりでなく家族も
　（すべての国民向け制度）

1938年、第二次大戦の独仏戦
　　直前に規定されたが、
組合CGT（フランス労働総同盟）は、同一労働同一賃金を主張して、家族手当に反 対していたという。

1946/08/22全国民子供を養育
　　家庭に拡大
生活給：労働の質や量と無関係に、労働者の最低生活を保障するという基準で支払われる給与。年齢や家族構成などの相違を考慮して決められる。

図表 7　フランスの家族政策を支える財源

	全国家族手当金庫の歳入
社会保障拠出金 〔賃金の5.4%相当を事業主が負担〕	277億ユーロ（58.3%） 〔うち賃金労働者に対する事業主の負担 244億ユーロ〕
CSG（一般社会拠出金） 〔ほとんど全ての個人所得を課税対象とする社会保障目的税（7.5%） （全国家族手当金庫分の税率は1.1%）〕	97億ユーロ（20.5%）
その他	101億ユーロ（21.2%）
歳入総計	475億ユーロ（100.0%）

出典：Les comptes de la securite sociale
注：1. フランスの社会保障制度は、この表で示した主に被用者の大部分が加入する「一般制度」のほか、公務員等が加入する「特別制度」、農業関係者が加入する「農業制度」、農業以外の自営業者が加入する「非被用者・非農業者制度」という4つのカテゴリから構成されている。前ページの社会支出データにはこれら全体 が含まれているため、数値が異なっている。
　2. 2007年予算における歳入の総計は547億ユーロとなっている。

（内閣府　2010）

家族給付の変化

- 家族手当金庫の役割は、RMI手当の決定・支給機関（国財源）
- 90年代に家族給付の改革→全額事業主負担を国税へ
  91年にCSG（社会保障財源確保の為の所得税創設）して対応
  労働組合側は事業主責任の後退としてストライキで反対

98/03　第2子からの一般的な家族手当（AF)には所得制限付与

フランスは教育費の負担はない・2歳児以降の幼稚園―区立小学校と併設。就学前の入園率はほぼ100％）・ここから大学まで学費は無料、それに加えて家族給付が支給される⇒**少子化脱出へ**

参入最低所得保障（RMI)の良さと問題点

- **メリット**：稼得能力も家族扶養も問わない、所得要件だけの所得保障なので、
  学卒後就職が決まらない場合、家族同居でも受給できる、
  若い世代の自立推奨的・受給すると他制度も一緒に動き出すシステム。
  ー住宅（ベッソン法）・家族手当（未婚の母等のひとり親世帯は年齢制限無し）
  医療保障も　**（各制度間の連携体制）ー**
  地域の相談体制、人と窓口が整っていて、敷居が低い
  担当ソーシャルワーカーに相談して、身近な相談機関で進める事ができる。

- **デメリット：**RMIでは、少しでも働いて収入を得るとその分給付が削られる、
  就労意欲が著しく損なわれ、社会復帰率の低下が大きな問題とされた。

そこで政府は、RSA導入（1998）により、**雇用促進と収入増による消費の拡大**も目指す
（労働関係制度では2000年の週35時間労働制の導入以来の大規模改革と言われている）

- ※**日本の生活保護法も働いても、差し引かれるので、労働意欲が出ない？**

エレミから10年後：1998/12 反排除法へ

- 1998年のエレミ・「社会的排除と闘うための基本法」（反排除法・包括的貧困対策法）
  ※生活保護的な制度（資産調査・収入チェックして利用）は
  全ての国民向けの社会保障による救済へのステップとして置き直す
  →脱西欧福祉国家＝「貧乏だから、国が救済する」ではない
  国民の権利としての社会保障→その伝統を引き継ぐ→脱貧困の国・社会を目指す

関連施策に法的な根拠を与え、雇用・労働のほか、住宅、健康、文化などを含む多様な排除の問題に対峙する方針が示されている。

市民生活における自治、社会活動への参加、余暇、文化、スポーツ等への参加
→→→市民権や社会権を保障

文化は個人の発展と不可分・反排除法の「文化へのアクセスの民主化」→
1959年シャルル・ド・ゴールにより**文化**通信**省**として設立されていた。
（**初代文化**大臣はアンドレ・マルロー）　個々人の自立文化の尊重